

# 出 店 者 厳 守 事 項

各出店者は、下記事項を必ず守って営業すること。

## 記

- 1 営業終了時間 午後2時30分まで（時間厳守）  
✖ 後片付けも平行して行い、午後4時までにはすべて終了すること。
- 2 巨理地区まちづくり協議会発行の出店許可証や仮設営業許可証等は確認しやすい場所へ必ず掲示すること。
- 3 出店責任者は、営業時間中店舗へ常駐すること。
- 4 道路・通路には看板など出さないこと。
- 5 ゴミ（販売・営業等）は、出店者がゴミ入れ（分別）を用意し、持ち帰ること。
- 6 火器類を使用する店舗においては、1テント1本の割合で消火器を設置すること。
- 7 床面を汚すことのないよう、使用スペースには養生対策を適切に行うこと。

第2回わたりマルシェ実行委員会

巨理地区まちづくり協議会・巨理町・巨理警察署